

板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱

平成20年6月5日区長決定

平成27年4月1日組織改正

令和5年4月1日一部改正

(設置)

第1条 板橋区が保有する個人情報の管理利用体制について第三者の視点から評価を行うことにより、個人情報紛失等の潜在的リスクの軽減並びに個人情報管理システムの効率性及び安全性の向上に必要な事項を明らかにし、個人情報保護のさらなる徹底を図るため、板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 評価基準の策定
- (2) 実施機関（東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）第3条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）、実施機関の事業を受託した事業者及び指定管理者（以下「実施機関等」という。）が行う個人情報取扱業務に関する実地調査
- (3) 実施機関等が個人情報を不適切に取扱っているとき又はそのおそれがあるときの、随時の実地調査
- (4) その他個人情報の適正な取扱いの推進に資するため、区長が必要と認める業務

(委員会)

第3条 委員会の委員は、情報管理及び個人情報の保護に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、区長が任命する。

2 委員会は、委員3人をもって組織する。

3 委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

(意見及び措置)

第7条 委員会は第2条第2号及び第3号の実地調査の結果について、区長に意見を述べることができる。

2 区長は、実施機関等の個人情報保護に係る委員会からの意見について、必要な措置等を講じるものとする。

3 区長は、前項の措置結果等について、委員会に報告するものとする。

4 委員会は、第1項の意見及び前項の措置結果等について、東京都板橋区個人情報保護審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務部区政情報課に置く。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。